上野達彦著『ロシアの社会病理――体制転換期の罪と社会――』

上田 寛

犯罪や社会的な逸脱行動が多くの人の関心の対象となることには、無数の理由が考えられるであろうが、いずれの場合も、それらは当該社会の抱える貧困や各種の差別、民族や宗教間の対立、道義的な腐敗といった問題状況を反映するものとして受け取られてきたと言えよう。社会主義国とりわけソビエト国家のそれら現象については、それに加えて、イデオロギー的な視点からの論点が加わり、社会矛盾を根底から克服するはずの社会主義国に犯罪その他の逸脱行動が存在することの説明が問われたのであった。教条主義的に、ソビエト社会になお残る犯罪その他の社会逸脱行動は過去の遺産ないし西側の影響下に産み出されたものだとする主張と、断片的に伝えられる犯罪や矯正施設の実態に関する資料のもたらす印象とのギャップに、もどかしい思いを味わった人は少なくなかったであろう。

しかし、長きにわたって閉鎖された状態にあったソビエト・ロシアの犯罪統計が、不完全ながらも1980年代末に公表されてみると、そこにはきわめて多彩な犯罪現象が存在し続けたことが明らかとなり、また関連する多くの資料の湧出によって、犯罪以外の社会逸脱行動の実態も徐々に明らかとなってきた。当時のロシア社会は「ペレストロイカ」による社会的昂揚から失望と混乱へ、そして91年夏のクーデター事件をはさんで、ソ連邦の解体とソビエト体制の崩壊、市場経済制度への強引な移行と、息つく暇もない激動に揺れ動き、混乱する経済が物資不足と困窮とをもたらし、また体制変化に伴う虚脱と喪失感に多くの市民が自失する状態が続いた。その結果、犯罪その他の社会逸脱行動はとめどもなく増加し、文字どおり社会解体の危機に直面することとなり、国家機関、社会団体あげての、また各領域の研究者を巻き込んでの、緊張した局面が続いたのである。

上野達彦氏の著書『ロシアの社会病理――体制転換期の罪と社会――』は、このようなロシア社会の変動を背景として、新たに明らかとなった各種資料に基づきソビエト時代の各種の社会病理を、そして同時並行的なエリツィン時代のロシアの社会病理現象とその対策の試みを丹念に紹介したものである。この本の元になったのは、上野氏が1993年10月から98年6月まで、約4年半にわたって雑誌『法律のひろば』に連載された「現代ロシア社会における犯罪・非行」についての紹介記事である。上野氏は「はじめに」として、この本の目的は、まず「ロシアがソビエト社会主義体制から市場経済を中心とした体制に転換した時期、いわば体制転換期のロシアの社会的

否定現象としての犯罪や非行の実態をできるだけ客観的なデータに基づいて紹介すること」、そして、それら犯罪や非行に対して「どのような対策がとられようとしているのか、さらにその効果について検討すること」にあるとされている。そして、そのような課題が設定された理由については、「今後新しい日ロ関係が形成されていくなかで、現代ロシアを正しく知るためにも」、これらの問題についての客観的な認識が必要であるという、いわば平板な説明に続いて、「20世紀における人類の実験としての社会主義社会のなかで社会病理の実態がどのようなものであったかを意識しつつ、われわれにも共通する課題としてのこれらを検討することが必要と思われる」とされているのである。まさにそのとおりであると言わねばならない。有史以来の人間社会に永遠に随伴するかに見える犯罪・非行現象に、その根底からの廃絶を試みた社会主義体制が、何故にそれに成功しなかったのか、そこから汲み取るべき教訓はいかなるものなのか――この重い問いかけに答えるための準備作業の一環を、上野氏は本書において試みていると言えよう。

本書はまず第1章として「犯罪と非行の実態」を、犯罪、売春、麻薬、自殺、少年犯罪、堕胎、組織犯罪、エイズ感染、経済犯罪、金融犯罪、家庭内暴力・夫婦間殺人、強姦、外国人と犯罪、交通事故、女性犯罪、安楽死と生命をめぐる犯罪、武器による犯罪、死刑問題の順序で紹介し、それらに関する統計資料や代表的な事例、関係する文献を取り上げて検討している。

まず、総体としての犯罪現象を検討した第1節では、原理的に社会主義体制下に犯罪原因はないとする一般的なソビエト時代の犯罪観のために、そこでは犯罪の具体的で実証的な研究は存在せず、あろうことか犯罪統計そのものが秘匿されていたことが紹介され、それがペレストロイカに伴う情報公開のなかで徐々に明らかにされてきたこと、それが内容の深刻さにおいて従来の公式的説明の空虚さを浮かび上がらせるものであったことが指摘されている。そして、91年以降は犯罪現象の爆発が見られ、いまやロシアの犯罪現象は西側諸国と完全に肩を並べたことが、公式統計からも明らかであるとされる。

それに続いて紹介される売春、麻薬、自殺といった社会逸脱行動の実態は、まさに現代ロシアの社会病理を明るみに出すものであるといえる。とりわけ前二者については、かなり早くからそれら病理現象が実際に存在することが知られていながら、そのような否定的現象自体もその要因もソビエト社会には存在しないとする公式的な宣言が障害となって、それらの実態の正確な把握も有効な対策もいっさい行われなかったということに、事態を沈潜させ深刻化させた原因があるとの指摘が重要である。また自殺についても、それがソビエト時代にもかなり広範囲に見られた現象であるにもかかわらず、その実態をおさえた原因究明と対策とがほとんどなかったことが指摘されている。堕胎については、評者自身もかつてソビエト時代の刑罰法規におけるその捉え方について検討したことがあり、その際にも指摘したことであるが、問題に対する法的対応が大きな振幅で揺れ、厳罰化と非犯罪化との間を往復している。そのこと自体、この犯罪の性格をよく示すものであるが、上野氏も指摘するより深刻な問題は、ソビエト社会における堕胎数の異常な多さである。その原因は、しかし、「薬の不足とその高価さからくる入手困難」(『論証と事実』紙)というような上っ面の説明にではなく、明確にコンドームの不足と女性の人格と健康への社会的な配慮のなさに求められるべきではなかろうか。なお、直接に社会的逸脱行動にかかわるこの部

分で、評者に多少もの足りなく思われるのは、たとえばアルコール中毒のように、かねてからロシアに関して典型視されることの多かった病理現象や、同性愛や賭博、離婚などといったテーマへの上野氏の言及に接することができないことである。

少年犯罪に関する紹介で興味深いのは、近年ロシアでも少年犯罪の深刻化が問題になっていること、しかし、それでも少年犯罪の全犯罪に占める割合は1割前後に過ぎないということである。そこからは、読者の誰もが、刑法犯検挙人員の半数を少年が占めるという近時のわが国の問題状況の異常さをあらためて感じざるをえないであろう。だが、最近のロシアの少年犯罪は、凶悪化、低年齢化、集団化、女子犯罪の増加といった、どこかで聞いたような特徴をそなえ始めたと危惧されているとのことである。少年の飲酒、薬物施用、少年の間での累犯の増加などといった、深刻な問題の背景には、「体制転換期」の社会的混乱の中で放任され、彼らに対する公共サービスの水準も低下した少年たちの悲惨な状況が存在することも指摘されている。

「組織犯罪」以降の各テーマは、いずれもソビエト時代からさまざまな関心の下に研究され、そ の対策が論じられてきた犯罪である。変わったのは、問題に関する統計をはじめとする実態が公 表され、その原因と対策がイデオロギー的な制約なく論じられうるようになったことである。た とえば、かねてよりロシアの市民の間では「マフィア」の存在は公然の秘密であったが、それに 対する刑法的対応は94年の段階で刑法典に組織犯罪規定が盛り込まれたことに見るように、大き く立ち遅れた。エイズ感染についてはすでにソビエト時代の87年に刑法に特別の規定が置かれて はいたが、その深刻な実態が明らかにされ社会的な関心が高まるまでは、やはりそれへの対応は 不十分なままであった。ここで論じられているその他のテーマ、経済犯罪、金融犯罪、家庭内暴 力・夫婦間殺人、強姦、外国人と犯罪、交通事故、女性犯罪、安楽死と生命をめぐる犯罪、武器 による犯罪を含めて、上野氏がここで紹介しているすべての問題が明らかにしているのは、次の 二つの点であろう。まず、犯罪現象への対応は、それが深刻な内容の犯罪であればあるだけ、実 態を正確に公表し、それへの対策についての社会的な共通認識を確立することが重要であること、 そして旧ソビエト体制下ではこの点において致命的な欠陥があったということである。しかし第 二に、91年の諸事件を経て成立したエリツィンのロシアにおいては、情報公開自体が完全でない ことに加え、経済の崩壊と社会的混乱の結果として生じた、あたかもごみバケツをひっくり返し たかのような否定的諸現象の洪水によって、犯罪現象への対策はいまだ組織化されず、ほとんど 成果をあげえていないということの確認である。本書の基礎となっている諸論稿が書かれたのは 98年の前半までの時期であり、当時のロシアを知るものであれば誰しも、このような結論には首 肯するであろう。

第1章の最後に置かれた「死刑問題」に関する項は、この間の上野氏の死刑問題への関心を知る読者にとって(参照:上野『ペレストロイカと死刑論争』三一書房刊)、格別の注目に値するであろう。本書では、まず、ペレストロイカ期にロシアで始まった死刑に関する論議が紹介され、次いでその過程であらわとなった死刑適用数の統計とその内容についての検討、そして死刑をめぐる刑法典改正問題へとの展開がなされている。そこで明らかにされるのは、ソビエト時代末期のロシアでは加重事情下の殺人犯を中心に年間200件以上の死刑判決があり、70人以上が現実にその執行を受けていたという事実であり、にもかかわらず、刑事実務に携わる専門家の間でも一般

市民の間でも、死刑制度の存続に対する支持が圧倒的であるという事実である。ここには、たしかに猖獗をきわめる犯罪現象への苛立ちが大きく作用しているのであろうが、それと同時に、あるいはそれ以上に、宗教感情をも含めたロシアの文化的伝統に深く根ざした素朴な市民感情が決定的なのではないかと思われるのである。その点で、本書が市民の法意識を論じた項目のないことが、評者には残念である。91年のソ連邦刑事立法の基礎以来の、少年と老人、女性すべてに対する死刑の適用除外などの措置は刑法改正の過程で踏襲されたものの、97年1月施行のロシア連邦刑法典は死刑制度を維持している。(本書では触れられていないが、その後、憲法20条との関係で死刑判決のためには陪審裁判を被告人に保障しなくてはならないにもかかわらず、陪審制が施行されているのは全国でまだ9地域に過ぎないために、死刑制度の運用は事実上停止した状態にある。)

第2章は「犯罪と非行の対策」として、犯罪対策の主として法政策的側面が紹介検討されている。 まず、ソ連邦の解体と市場経済制度への移行という大規模な社会変動の過程で爆発的に増大し た犯罪現象に対して、「犯罪との闘争」を謳う強力な国家委員会を組織するなど、エリツィン政権 がさまざまな対策を試みたことが紹介される。だが、周知のごとく、そのような対策は期待され た成果をあげず、市民に銃の所持や自警団の組織に至るまでの自衛の行動を容認するまでになっ たのではあるが。

新生ロシアにおける刑事基本法としての刑法典の編纂作業は長く、複雑な過程をたどった。本書ではその過程が、ソビエト時代末期の刑法改正案をめぐる動きを起点に、大統領と議会との確執を反映する各種草案の登場を経て、96年6月のロシア連邦刑法典の公布に至る経過として簡潔になぞられ、そこで争われた基本問題が紹介されている。また、成立した刑法典の特徴が、総則部分と各則部分、そしてとくに組織犯罪に関する対応に分けて、詳しく検討されている(このロシア連邦刑法典は上野氏と評者との共同になる邦訳が存在する:『ロシア連邦刑法典』日本国際問題研究所刊)。各規定内容を見ていくと、そこに実現されたものの多くが、結局は「伝統的な刑法」への復帰でしかない、との評価もありうるが、本書が指摘するように、刑法典を含め刑事立法の正しさなり有効性なりについての最終的な評価は、それが犯罪現象の防遏にいかに成功したかによってしか下しえない。つまり、現在はなお時期尚早だということである。

最後に取り上げられているのは「行刑施設改革と新行刑法の制定」というテーマである。ここでまず紹介されるのは、犯罪現象の爆発的拡大による矯正施設人口の増加とその拘禁・生活条件の劣悪さを背景として、行刑施設をめぐる問題関心が広がったこと、そして、行刑の経済主義とソビエト型「再教育」思想が見直され、行刑システムの地方分権化などが論議の対象となり、それを踏まえて93年7月に「行刑施設法」が成立したことである。この法律に続いて、97年1月には新しい行刑法典として「ロシア連邦刑事執行法典」が成立し、同年7月1日をもって施行されたのであるが、ここでまず紹介・検討されているのは、かつての「強制労働法典」から「刑事執行法典」への呼称の変化の背後にある、行刑思想の変化である。つまり、かつての「労働に対する誠実な態度、法律の正確な執行と社会主義的共同生活規則への尊敬の精神によって受刑者を矯正

し、再教育する」(矯正労働法典1条)という行刑目的は放棄され、いまや「人間、社会、労働、規範、人間の共同生活規則および習慣に対して尊敬する態度を形成すること、ならびに法に従順な行動を奨励すること」(刑事執行法典9条)が矯正であるとされ、いわば受刑者の人格への介入を抑制する態度が明確に示されているのである。

このように見てくると、本書に直接述べられているわけではないが、激動のさなかにあるロシアの犯罪や非行という病理現象とその対策を検討することが問いかけているもう一つの問題が浮かび上がってくる。それは、社会体制や経済制度の変化にもかかわらず、ほとんど変化しない種類の犯罪や非行が存在し、それはそれで、犯罪や非行といった病理現象の本質にかかわる重要な問題を提起するものだということである。そして、それともかかわって、逆にあぶり出されてくるロシア社会の特質のようなものへの関心が高まらずにはおかない。

現代世界のどの国とも同じように、ロシアの犯罪その他の病理現象それ自体が、今後急速に減少し、深刻さを減じていくとは考えられない。むしろ拡大し、社会生活の各領域に重大な損失を与えるようになり、結局は今日欧米の先進工業諸国が直面しているような事態に到達するであろう。その意味では、ロシアも「あたりまえの国」になっていくのであろう。しかしその時に、ロシア的な伝統といわれ、ソビエト社会の集団主義と保守主義とによって強化された、独特のモラリズムとパターナリズムが、それら病理現象にどのような相貌を与えるのであろうか。さしあたりは、プーチン大統領の下で相対的な安定を見せはじめたロシアで、犯罪と非行がどのような展開を遂げるかに注目したい。

本書が投げかける問題は尽きず、そのいずれもが重いものである。

(敬文堂、2000年6月、定価2500円)